

公共工事の入札に係る内訳書について

令和7年12月

令和7年12月12日付で「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

これを踏まえ、公共工事の入札の際に提出を求める「工事費内訳書」を別添のとおり変更します。

工事費内訳書の変更点

- 直接工事費のうち材料費及び労務費を記入する欄を追加しました。
- 工事原価及びそのうち法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を記入する欄を追加しました。

実施時期

令和7年12月12日以降に公告する案件から適用します。

館山市役所 総務部管財契約課
Tel 0470 (22) 3296
e-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp

(別 添)

年 月 日

館山市長 様

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 の 職 氏 名

印 ※1

工 事 費 内 訳 書

工事名	
工事場所	

工種等		金額 (円)
〇〇工	a	
	b	
	c	
	d	
直接工事費	$A(a+b+c+d\cdots)$	
うち材料費		
うち労務費		
共通仮設費計	B	
現場管理費	C	
工事原価	$D(A+B+C)$	
うち法定福利費の事業主負担額		
うち建退共制度の掛金		
うち安全衛生経費		
一般管理費等	E	
有価物 (発生材) のスクラップ評価額	F	
合計金額 (税抜)	$G(D+E-F)$	

※1 電子入札システムに添付の場合は、押印は省略とします。

【注意事項】

- ① 適宜、行を追加してください。
- ② 内訳書に不備(入札書の提出者名や工事名等の誤記、入札金額と内訳書の合計金額(G)の相違等)がある場合は、入札を無効とします。